

Ver 1.1

オフセット・クレジット(J-VER)制度に基づく 温室効果ガス吸収プロジェクト計画書

プロジェクト名	三田農林株式会社 間伐促進型プロジェクト(岩手県盛岡市)
プロジェクト 代表事業者名	三田農林株式会社 取締役社長 三田林太郎 

提出日 2010年9月10日

受理日 2010年9月10日

最終版提出日 2010年10月14日

A:参加者情報			
プロジェクト代表事業者 ※1			
事業者名(フリガナ)	三田農林株式会社(ミタノウリンカブシキガイシャ)		
住所	岩手県盛岡市中央通一丁目1番23号		
代表者氏名	取締役社長 三田林太郎	担当者氏名	藤井貴史
担当者所属	山林部	担当者役職	
担当者 E-mail	nor-fujii@mita-gnet.co.jp	担当者電話番号	019-624-2120
プロジェクトでの役割	統括、プロジェクト実施、モニタリング、森林所有。		
プロジェクト事業者 ※2			
事業者名(フリガナ)	盛岡市森林組合		
住所	盛岡市紺屋町2番9号		
代表者氏名	代表理事組合長 赤坂宿	担当者氏名	山下和男
担当者所属	森林等整備チーム	担当者役職	副参事兼チーム長
担当者 E-mail		担当者電話番号	019-624-0259
プロジェクトでの役割	間伐作業等		
プロジェクト参加者 ※3,4			
事業者名(フリガナ)	岩手林業株式会社(イワテリングョウカブシキガイシャ)		
住所	岩手県盛岡市大通一丁目6番16号第七大通ビル3階		
代表者氏名	取締役社長 三田林太郎	担当者氏名	小坂正彦
担当者所属		担当者役職	常務取締役
担当者 E-mail	rin-honsha@mita-gnet.co.jp	担当者電話番号	019-622-2803
プロジェクトでの役割	内部監査		
オフセット・クレジット(J-VER)取得予定者 ※5			
事業者名(フリガナ)	三田農林株式会社(ミタノウリンカブシキガイシャ)		
オフセット・クレジット (J-VER)口座番号 ※6	口座未開設		
ダブルカウントの防止措置を講ずる事業者			
公的な報告・公表制度	該当なし		

自主的な報告・公表 対象	自社ホームページに掲載。
-----------------	--------------

- (資料 1-1) プロジェクト代表事業者・事業者・参加者の紹介資料及び関係がわかる図
(資料 1-2) プロジェクトの対象となる森林を管理している主体の組織図

- ※1:プロジェクト代表事業者のパンフレット等、事業内容の説明資料を別途添付すること。プロジェクト代表事業者以外の主なプロジェクト事業者・プロジェクト参加者についてもパンフレット等を添付すること。
 ※2:プロジェクト事業者とは、当該プロジェクトの実施に携わる者のうち、実際に温室効果ガス吸収活動を実施する者を指す。プロジェクト代表事業者と同一の場合は、その旨を記載すること。
 ※3:プロジェクト参加者とは、プロジェクト代表事業者・プロジェクト事業者以外に当該プロジェクトの実施に携わるすべての者を指す。
 ※4:プロジェクト参加者が複数いる場合には、それぞれの参加者の役割及び関係の概要を説明した資料を添付すること。
 ※5:オフセット・クレジット(J-VER)取得予定者は、プロジェクト代表事業者、プロジェクト事業者、プロジェクト参加者のうちのいずれかであること。
 ※6:オフセット・クレジット(J-VER)口座番号は、口座未取得の場合は記入不要。
 ※7:オフセット・クレジット(J-VER)の発行がなされる場合、ダブルカウントを避けるための所要の措置をとる義務が生じる。詳細は、オフセット・クレジット(J-VER)制度利用約款を参照すること。

B:プロジェクト活動の概要①	
	項目
B.1 プ ロ ジ ェ ク ト 活 動	<p>B.1.1 プロジェクトの目的及び内容</p> <p>(1) 背景</p> <p>三田農林株式会社は、岩手県と北海道にある約 2,000ha の森林の所有者である。今日まで約 100 年間森林経営を行っている。始まりは、明治 43 年に豪雨により盛岡市の中津川が氾濫し、市内は橋梁流失などの大惨事となったことによる。創業者は水源地帯に植林して治山治水を図ることが重要であるとし、明治 44 年から川の流域に沿って森林を買い求め、造林事業を実施した。現在人工林率 60%で 76 年生以上の高齢林が 40%を占める。</p> <p>適切に施業を行うことで土地の治山治水能力を保ち、かつ優良な木材を市場に出すことを心がけている。同じ樹種、林齢の森林は病虫害や地滑りなどに弱い。森林の抵抗力を高めるために、皆伐は小面積にとどめ、人工林に侵入した広葉樹と一緒に育てるなど、多種多様な森林づくりを心がけている。近年は木材生産のためには道路が不可欠と考え、道路整備にも力を入れている。</p> <p>しかし、当社の林業部門は木材価格の低迷により非常に経営が厳しくなっている。</p> <p>(2) 必要性</p> <p>木材販売や補助金以外にも何らかの方法で収入を得なければ、森林管理を続けていくことができない。管理ができなければ森林は荒廃し、治山治水機能や温室効果ガス吸収機能が失われる。木材をお客様に供給できなくなる上、雇用もなくなる。このようなことを防ぐため、本プロジェクトで取得できるクレジットの販売収入で森林整備費用を補うことが必要である。</p>

(3) 目指す姿

クレジット販売収入で森林整備費用を補うことにより、これからも治山治水機能を高めながら木材生産ができる森林を作る。さらに間伐は森林の生長を促すので、更なる温室効果ガス吸収量の増大を見込む。

本プロジェクトによる吸収クレジットで消費者や企業の温室効果ガス排出量を埋め合わせ、社会的な貢献をする。

(4) プロジェクトの目的及び内容

① 目的

間伐により残存木の生長を促し温室効果ガス吸収力を高め、温室効果ガス排出量を埋め合わせることができるクレジットを生み出す。

② 内容

2008年度から2012年度までに中津川経営区、築川経営区のプロジェクト対象地において、適切な間伐を行う。

B.1.2 プロジェクト実施前の状況

【森林の現況(森林タイプ(人工林、天然林の区別等)及び樹種別の面積が含まれていること)】

(1) 全森林について

中津川経営区は面積が 54.11ha である。人工林が 48.88ha と大部分を占める。16～20 齢級が 52%である。

築川経営区は面積が 15.68ha である。人工林が 15.20ha と大部分を占める。6～15 齢級が 96%である。

(2) プロジェクト対象地について

中津川経営区は面積が 9.74ha である。全て人工林のすぎで、1～10 齢級である。

築川経営区は面積が 7.94ha である。全て人工林のすぎで、6～10 齢級である。

【全森林】				1~5歳級		6~10歳級		11~15歳級		16~20歳級		合計			
経営区	区分	面積 (ha)	(%)	蓄積 (m3)	(%)	蓄積 (m3)	(%)	蓄積 (m3)	(%)	蓄積 (m3)	(%)	蓄積 (m3)	(%)		
中津川	人工林	スギ	面積 (ha)	14.19	56%	3.62	14%			7.56	30%	25.37	100%		
			蓄積 (m3)	780	12%	901	14%			4753	74%	6434	100%		
		アカマツ	面積 (ha)									20.03	100%	20.03	100%
			蓄積 (m3)									9248	100%	9248	100%
		カラマツ	面積 (ha)	2.40	69%			1.08	31%					3.48	100%
	蓄積 (m3)		9	3%			314	97%					323	100%	
	雑木	面積 (ha)													
		蓄積 (m3)													
	計	面積 (ha)	16.59	34%	3.62	7%	1.08	2%	27.59	56%	48.88	100%			
		蓄積 (m3)	789	5%	901	6%	314	2%	14001	87%	16005	100%			
天然林	アカマツ	面積 (ha)								0.74	100%	0.74	100%		
		蓄積 (m3)								349	100%	349	100%		
	雑木	面積 (ha)			0.02	0%	4.47	100%					4.49	100%	
蓄積 (m3)				2	0%	564	100%					566	100%		
合計	面積 (ha)	16.59	31%	3.64	7%	5.55	10%	28.33	52%	54.11	100%				
	蓄積 (m3)	789	5%	903	5%	878	5%	14350	85%	16920	100%				
築川	人工林	スギ	面積 (ha)			8.10	54%	6.18	41%	0.65	4%	14.93	100%		
			蓄積 (m3)			3063	44%	3489	50%	403	6%	6955	100%		
		アカマツ	面積 (ha)												
			蓄積 (m3)												
		カラマツ	面積 (ha)					0.27	100%					0.27	100%
	蓄積 (m3)						82	100%					82	100%	
	雑木	面積 (ha)													
		蓄積 (m3)													
	計	面積 (ha)			8.10	53%	6.45	42%	0.65	4%	15.20	100%			
		蓄積 (m3)			3063	44%	3571	51%	403	6%	7037	100%			
天然林	アカマツ	面積 (ha)													
		蓄積 (m3)													
	雑木	面積 (ha)			0.03	6%	0.45	94%					0.48	100%	
蓄積 (m3)				2	4%	54	96%					56	100%		
合計	面積 (ha)			8.13	52%	6.90	44%	0.65	4%	15.68	100%				
	蓄積 (m3)			3065	43%	3625	51%	403	6%	7093	100%				
【プロジェクト対象地】				1~5歳級		6~10歳級		11~15歳級		16~20歳級		合計			
経営区	区分	面積 (ha)	(%)	蓄積 (m3)	(%)	蓄積 (m3)	(%)	蓄積 (m3)	(%)	蓄積 (m3)	(%)	蓄積 (m3)	(%)		
中津川	人工林	スギ	面積 (ha)	7.47	77%	2.27	23%					9.74	100%		
			蓄積 (m3)	490	51%	463	49%					953	100%		
		アカマツ	面積 (ha)												
			蓄積 (m3)												
		カラマツ	面積 (ha)												
	蓄積 (m3)														
	雑木	面積 (ha)													
		蓄積 (m3)													
	計	面積 (ha)	7.47	77%	2.27	23%					9.74	100%			
		蓄積 (m3)	490	51%	463	49%					953	100%			
天然林	アカマツ	面積 (ha)													
		蓄積 (m3)													
	雑木	面積 (ha)													
蓄積 (m3)															
合計	面積 (ha)	7.47	77%	2.27	23%					9.74	100%				
	蓄積 (m3)	490	51%	463	49%					953	100%				
築川	人工林	スギ	面積 (ha)			7.94	100%					7.94	100%		
			蓄積 (m3)			3014	100%					3014	100%		
		アカマツ	面積 (ha)												
			蓄積 (m3)												
		カラマツ	面積 (ha)												
	蓄積 (m3)														
	雑木	面積 (ha)													
		蓄積 (m3)													
	計	面積 (ha)			7.94	100%					7.94	100%			
		蓄積 (m3)			3014	100%					3014	100%			
天然林	アカマツ	面積 (ha)													
		蓄積 (m3)													
	雑木	面積 (ha)													
蓄積 (m3)															
合計	面積 (ha)			7.94	100%					7.94	100%				
	蓄積 (m3)			3014	100%					3014	100%				

B.1.3 排出削減・吸収の達成手段

間伐を行い、温室効果ガス吸収を達成する。

(1) 間伐の目的

- ① 残存木の成長を促し、温室効果ガス吸収力を高める。
- ② 林地に光を当てて植生の回復に努め、治山能力を高める。
- ③ 残存木を搬出できる太さまで速やかに育て、間伐木の販売で収入を得る。

(2) 間伐方針

- ① 第 1・2 回目は、収量比数が 0.7 を超え、自然枯死が始まる時期に行う。第 3 回目は、十分に販売できる太さになるまで見極めて間伐を行う。
- ② 間伐率は 40%前後とし、できるだけ早く残存木の成長を促す。なお、盛岡市森林整備計画に間伐率の規定はないので、この間伐率に問題はない。
- ③ 定性間伐の選木方法
 - 切捨間伐
育ち遅れ木・二又木・曲がり木など欠点のある木を優先的に選木する。
 - 搬出間伐
残存木の配置を均等な間隔にすることを心がける。欠点のある木のほか、販売による収入を得るため欠点のない木も選木する。


スギ間伐指針								
実施林齢	15～20		25～30		40～60		60～80	
間伐回数	第1回目		第2回目		第3回目		第4回目	
間伐方法①	定性		定性		定性か列状		定性	
間伐方法②	切捨		切捨		搬出		搬出	
間伐率	35%		40%		40%		40%	
間伐前後	間伐前	間伐後	間伐前	間伐後	間伐前	間伐後	間伐前	間伐後
胸高直径(cm)	13		17		26		34	
ha当り本数	2,700	1,755	1,755	1,053	1,053	632	632	379
収量比数	0.73	0.5	0.7	0.45	0.78	0.48	0.7	0.43

プロジェクトで使用する設備・機器等

(プロジェクトで使用する機器名称、機器メーカー名、型番、機器容量、法定耐用年数、導入年月、用途等について記載すること。(モニタリングに用いた機器は、最新のものに限らず全て記載すること))

B.2
採
用
技
術

機器名	メーカー名	耐用年数	導入時期	備考
コンパス TRACON S-25	(有)牛方商会	5年	1985年	面積測量機
GPS GPS Pathfinder ProXT	トリンブル社	5年	2009年	面積・位置測定機
レーザー距離測定器 トゥルーパルス 200	レーザーテクノロジー社	5年	2009年	樹高測定器
検測竿 逆目盛検測桿 FT 型 10m	宣真工業	5年	2009年	樹高測定器

B.3 プロジェクト 実施場所	実施事業所名	三田農林株式会社
	住所	(1) 中津川経営区 岩手県盛岡市浅岸字下大葛 57-1、57-3、57-7、57-20 岩手県盛岡市浅岸字上大葛 66-3、66-7 (2) 築川経営区 岩手県盛岡市川目字舂沢 115-3、115-12、115-14、115-19、115-21
	概要	 <p>※図の出典 Google Map 詳しくは添付資料参照 (資料 3-1①、②、③) プロジェクト対象地図面 (資料 3-2)プロジェクト対象地写真</p>

B:プロジェクト活動の概要②							
B.4 プロジェクト期間	2008年4月1日～2013年3月31日(5年0ヶ月)						
B.5 クレジット期間 ※1	2008年4月1日～2013年3月31日						
B.6 想定排出削減 ・吸収量 ※2	年度	2008	2009	2010	2011	2012	合計
	t-CO2	102	108	172	178	177	738 (合計は四捨五入による差が生じている)
B.7 モニタリング報告の頻度	2,3年に1回を予定。						
B.8 補助金	受給の有無 (いずれかに○)	<input checked="" type="checkbox"/> 受給している / 申請中 / 検討中 / 受給しない					
	補助事業名称	森林整備事業					
	補助金額 (申請額含む)	604,918円					
	補助対象年月日	2008年4月1日～2010年4月30日					
	補助金を受給している ことを証明する書類	(資料1-S)森林整備補助金配布通知書					
B.9 他制度への申請 ※3	申請の有無 (いずれかに○)	有 / <input checked="" type="checkbox"/> 無					
	制度名 (有の場合のみ)						
備考	森林火災については、当社では立ち入り禁止の看板を設置しており、人的火災を未然に防ぐよう努めている。土砂崩れ・雪害などの気象災害が発生した場合は改植を行い、できるだけ早く森林を再生させるよう努める。プロジェクト実施地には森林保険に加入しているところもある。病虫害が発生した場合は市町村等と協議・連携し迅速に対応する。						

※1:クレジット期間は、2008年4月1日～2013年3月31日の間で設定すること。

※2:想定排出削減・吸収量の算定根拠をモニタリングプランで提示すること。

※3:海外のVER制度や都道府県等のCO2吸収量認証等、類似制度への申請の有無を記入。これは、一つのプロジェクトによる排出削減・吸収量に基づくクレジットが複数創出される等の、ダブルカウントを避けるためである。

C:方法論の適用		
C.1 ポジティブリストの適格性基準との整合性	C.1.1 ポジティブリストの番号	No. R. <u>001</u> ver. <u>3.0</u>
	条 件	説 明 ※1
	C.1.2 条件1	<p>本プロジェクト実施地は、岩手県地域森林計画の対象となる森林である。よって森林法第 5 条に定める森林である。</p> <p>計画区名……北上川上流森林計画区</p>
	C.1.3 条件2	<p>プロジェクト実施地において行われる施業が、以下の 2 つの条件を満たす間伐である。</p> <p>(1) クレジット発行対象期間内に当該プロジェクト実施地の森林施業計画や森林認証における森林計画書において転用及び主伐が計画されていない。 (2) 2007 年 4 月 1 日以降に森林施業計画等に基づき施業(間伐)されたものである。</p>
C.1.4 条件3	<p>プロジェクト実施地が、次の方法に基づき、持続的な森林経営の対象地であることが証明される。</p> <p>森林施業計画に基づく森林管理活動を第三者が検証する方法によって証明をする。</p> <p>本プロジェクト実施地は、市町村等によって森林施業計画の認定を受けている。(資料 2)</p> <p>(1) 中津川経営区(大葛第二団地) 認定番号 20-142 期間(H20 年 5 月 1 日～H25 年 4 月 30 日)</p> <p>(2) 築川経営区(川目第八団地) 認定番号 20-143 期間(H20 年 5 月 1 日～H25 年 4 月 30 日)</p>	
C.2 適用方法論	方法論番号	JRAM <u>001</u> ver. <u>3.0</u>
	方法論名称	森林経営活動による CO2 吸収量の増大(間伐促進型プロジェクト)に関する方法論

C.3 適用するガイドライン等	C.3.1 ガイドライン等への準拠	(オフセット・クレジット(J-VER)制度モニタリング方法ガイドラインに準拠しない場合の説明)	
		準拠の説明	説明
		<input type="checkbox"/> 全く準拠しない	
		<input type="checkbox"/> 一部準拠しない	
		<input checked="" type="checkbox"/> 全て準拠する	
		注) 全て準拠する場合は、説明は不要。	
	C.3.2 ガイドライン等が複数ある場合の選択	(オフセット・クレジット(J-VER)制度モニタリング方法ガイドラインのモニタリングパターンを選択する場合)	
		モニタリングパラメータ	モニタリングパターン
		活動量	選択の理由
		<input type="checkbox"/> 森林 GIS	
		<input checked="" type="checkbox"/> 実測	正確なため。補助申請時の実測結果を利用する。
		拡大係数	
		<input type="checkbox"/> 実測	
		<input checked="" type="checkbox"/> 公表資料、学術論文等	公表資料「京都議定書 3 条 3 及び 4 の下での LULUCF 活動の補足情報に関する報告書」の数値を用いる。
		収穫予想表	
		<input type="checkbox"/> システム収穫表 (LYCS 等)	
		<input checked="" type="checkbox"/> 文献・資料 (行政機関の資料・学術論文等)	岩手県民有林スギ林分材積表(資料 4)を使用する。収穫予想表等作成に関する基礎調査書(昭和 58 年 3 月 岩手県林業水産部)の 17~24 ページに該当する。岩手県民有林の林況を詳しく調査した資料であるため選択した。
		注) 選択理由の説明においては、証拠書類等の該当箇所が明確になるよう、対応ページ・箇所の明示を行うこと。なお、説明に使用した資料は、名称及び添付資料番号を明記し、巻末の添付資料一覧に整理すること。	

C.4 プロジェクトが実施されなかった場合の状態 (ベースラインシナリオ)	C.4.1 ベースラインシナリオ (BLS) の特定	(プロジェクトが実施されなかった場合の状態 (ベースラインシナリオ) の説明) 森林を適切な状態に保つために必要な間伐が 2007 年以降に実施されていない状態。	
		(ベースラインシナリオ特定に使用したデータの信頼性・入手可能性)	
		データの信頼性・入手可能性	説明
		<input type="checkbox"/> 低い <input checked="" type="checkbox"/> 低くない	
		(森林施業計画通りに施業を実施しない可能性に関する情報)	
		施業計画通りに実施しない可能性	説明
		<input type="checkbox"/> 可能性がある <input checked="" type="checkbox"/> 可能性がない	
		(プロジェクトの対象である森林が転用される可能性に関する情報)	
		転用の可能性	説明
		<input type="checkbox"/> 可能性がある <input checked="" type="checkbox"/> 可能性がない	

	<p>C.4.2BLS に 関連した温 室効果ガス 排出源・吸 収源の特定</p>	<p>(温室効果ガス排出源・吸収源)</p> <table border="1" data-bbox="507 322 1327 568"> <thead> <tr> <th>温室効果ガス排出源・吸収源</th> <th>説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>森林プロジェクトで対象となる排出源・吸収源</td> <td>地上部バイオマス、地下部バイオマス</td> </tr> <tr> <td>上記に含まれないプロジェクト固有の排出源・吸収源</td> <td>なし。</td> </tr> </tbody> </table> <p>リーケージに関しては、以下のリストから該当するものがあればボックスにチェックを入れること。また、チェックしたリーケージは、モニタリングプランにおいて定量化すること。</p> <table border="1" data-bbox="507 759 1353 1151"> <thead> <tr> <th>リーケージの種類</th> <th>説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><input type="checkbox"/> 本プロジェクト実施による、プロジェクト対象地外での吸収量を減少させる活動の増加</td> <td>該当なし。</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 本プロジェクト実施による、プロジェクト対象地外における排出量を増加させる活動の増加</td> <td>該当なし。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(温室効果ガス排出源・吸収源を特定するために使用した追加的な基準)</p> <table border="1" data-bbox="507 1265 1353 1464"> <thead> <tr> <th>温室効果ガス排出源・吸収源 特定のための追加的な基準</th> <th>説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><input type="checkbox"/> 使用</td> <td></td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> 使用しない</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	温室効果ガス排出源・吸収源	説明	森林プロジェクトで対象となる排出源・吸収源	地上部バイオマス、地下部バイオマス	上記に含まれないプロジェクト固有の排出源・吸収源	なし。	リーケージの種類	説明	<input type="checkbox"/> 本プロジェクト実施による、プロジェクト対象地外での吸収量を減少させる活動の増加	該当なし。	<input type="checkbox"/> 本プロジェクト実施による、プロジェクト対象地外における排出量を増加させる活動の増加	該当なし。	温室効果ガス排出源・吸収源 特定のための追加的な基準	説明	<input type="checkbox"/> 使用		<input checked="" type="checkbox"/> 使用しない	
温室効果ガス排出源・吸収源	説明																			
森林プロジェクトで対象となる排出源・吸収源	地上部バイオマス、地下部バイオマス																			
上記に含まれないプロジェクト固有の排出源・吸収源	なし。																			
リーケージの種類	説明																			
<input type="checkbox"/> 本プロジェクト実施による、プロジェクト対象地外での吸収量を減少させる活動の増加	該当なし。																			
<input type="checkbox"/> 本プロジェクト実施による、プロジェクト対象地外における排出量を増加させる活動の増加	該当なし。																			
温室効果ガス排出源・吸収源 特定のための追加的な基準	説明																			
<input type="checkbox"/> 使用																				
<input checked="" type="checkbox"/> 使用しない																				
<p>C.5 排出 量・吸収 量の定量 化</p>	<p>C.5.1 不確 かなデー タの使用</p>	<p>(吸収量の定量化における不確かなデータの使用)</p> <table border="1" data-bbox="507 1597 1238 1839"> <thead> <tr> <th>不確かなデータの使 用</th> <th>説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><input type="checkbox"/> 使用する</td> <td>(不確かなデータを使用することによる吸収量の過大評価がないことを説明すること。)</td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> 使用しない</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	不確かなデータの使 用	説明	<input type="checkbox"/> 使用する	(不確かなデータを使用することによる吸収量の過大評価がないことを説明すること。)	<input checked="" type="checkbox"/> 使用しない													
不確かなデータの使 用	説明																			
<input type="checkbox"/> 使用する	(不確かなデータを使用することによる吸収量の過大評価がないことを説明すること。)																			
<input checked="" type="checkbox"/> 使用しない																				

	C.5.2 モニタリング対象とならない排出源・吸収源	<p>(モニタリングプランを作成する上で、モニタリング報告対象とならないプロジェクト固有の排出源・吸収源が存在する)</p> <table border="1" data-bbox="507 371 1353 613"> <tr> <td data-bbox="507 371 823 517">モニタリング報告対象とならないプロジェクト固有の排出源・吸収源</td> <td data-bbox="823 371 1353 517">説明</td> </tr> <tr> <td data-bbox="507 517 823 566"><input type="checkbox"/> 存在する</td> <td data-bbox="823 517 1353 566"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="507 566 823 613"><input checked="" type="checkbox"/> 存在しない</td> <td data-bbox="823 566 1353 613"></td> </tr> </table>	モニタリング報告対象とならないプロジェクト固有の排出源・吸収源	説明	<input type="checkbox"/> 存在する		<input checked="" type="checkbox"/> 存在しない																																																																																												
モニタリング報告対象とならないプロジェクト固有の排出源・吸収源	説明																																																																																																		
<input type="checkbox"/> 存在する																																																																																																			
<input checked="" type="checkbox"/> 存在しない																																																																																																			
C.6 モニタリングプロットの設置		<p>(モニタリングプロットの設定方法に関する記述)</p> <table border="1" data-bbox="507 680 1453 1509"> <thead> <tr> <th>経営区</th> <th>モニタリングポイントNo</th> <th>林班</th> <th>小班</th> <th>施業番号</th> <th>面積 (ha)</th> <th>樹種</th> <th>モニタリングプロット数</th> <th>グループ化</th> <th>モニタリングプロット対象地設定</th> <th>モニタリングプロット</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">中津川</td> <td>1</td> <td>130</td> <td>5</td> <td>1</td> <td>1.39</td> <td rowspan="4">スギ</td> <td rowspan="10">樹種は単一。合計9.74haとなり、30ha以下のため、最低限一箇所設定。</td> <td rowspan="4">近接し、独立した尾根筋の地域に属する。地形も類似するのでグループ化。</td> <td rowspan="4">中腹の林相が平均的な箇所に設定する。</td> <td rowspan="4">A</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>130</td> <td>5</td> <td>2</td> <td>2.05</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>130</td> <td>7</td> <td>1</td> <td>1.20</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>130</td> <td>7</td> <td>2</td> <td>2.83</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>130</td> <td>21</td> <td>5</td> <td>0.32</td> <td rowspan="6">スギ</td> <td rowspan="6">近接し、独立した尾根筋の地域に属する。地形も類似するのでグループ化。</td> <td rowspan="6">中腹の林相が平均的な箇所に設定する。1ha以上の小班が存在しないため、1ha未満の小班を選ぶ。</td> <td rowspan="6">B</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>131</td> <td>9</td> <td>1</td> <td>0.61</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>131</td> <td>9</td> <td>7</td> <td>0.44</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>131</td> <td>11</td> <td>4</td> <td>0.49</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>131</td> <td>11</td> <td>5</td> <td>0.31</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>131</td> <td>11</td> <td>7</td> <td>0.10</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">築川</td> <td>11</td> <td>324</td> <td>9</td> <td>1</td> <td>4.21</td> <td rowspan="4">スギ</td> <td rowspan="4">樹種は単一。合計7.94haとなり、30ha以下のため、最低限一箇所設定。</td> <td rowspan="4">近接し、大きな沢と沢の間の地域に属する。地形も類似するのでグループ化。</td> <td rowspan="4">中腹の林相が平均的な箇所に設定する。</td> <td rowspan="4">C</td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>324</td> <td>19</td> <td>1</td> <td>0.47</td> </tr> <tr> <td>13</td> <td>324</td> <td>20</td> <td>2</td> <td>2.23</td> </tr> <tr> <td>14</td> <td>324</td> <td>25</td> <td>1</td> <td>1.03</td> </tr> </tbody> </table> <p>(モニタリングプロットに対応した資料の準備) (資料 3-3-①、②)モニタリングポイント及びモニタリングプロット</p>	経営区	モニタリングポイントNo	林班	小班	施業番号	面積 (ha)	樹種	モニタリングプロット数	グループ化	モニタリングプロット対象地設定	モニタリングプロット	中津川	1	130	5	1	1.39	スギ	樹種は単一。合計9.74haとなり、30ha以下のため、最低限一箇所設定。	近接し、独立した尾根筋の地域に属する。地形も類似するのでグループ化。	中腹の林相が平均的な箇所に設定する。	A	2	130	5	2	2.05	3	130	7	1	1.20	4	130	7	2	2.83	5	130	21	5	0.32	スギ	近接し、独立した尾根筋の地域に属する。地形も類似するのでグループ化。	中腹の林相が平均的な箇所に設定する。1ha以上の小班が存在しないため、1ha未満の小班を選ぶ。	B	6	131	9	1	0.61	7	131	9	7	0.44	8	131	11	4	0.49	9	131	11	5	0.31	10	131	11	7	0.10	築川	11	324	9	1	4.21	スギ	樹種は単一。合計7.94haとなり、30ha以下のため、最低限一箇所設定。	近接し、大きな沢と沢の間の地域に属する。地形も類似するのでグループ化。	中腹の林相が平均的な箇所に設定する。	C	12	324	19	1	0.47	13	324	20	2	2.23	14	324	25	1	1.03
経営区	モニタリングポイントNo	林班	小班	施業番号	面積 (ha)	樹種	モニタリングプロット数	グループ化	モニタリングプロット対象地設定	モニタリングプロット																																																																																									
中津川	1	130	5	1	1.39	スギ	樹種は単一。合計9.74haとなり、30ha以下のため、最低限一箇所設定。	近接し、独立した尾根筋の地域に属する。地形も類似するのでグループ化。	中腹の林相が平均的な箇所に設定する。	A																																																																																									
	2	130	5	2	2.05																																																																																														
	3	130	7	1	1.20																																																																																														
	4	130	7	2	2.83																																																																																														
	5	130	21	5	0.32	スギ		近接し、独立した尾根筋の地域に属する。地形も類似するのでグループ化。	中腹の林相が平均的な箇所に設定する。1ha以上の小班が存在しないため、1ha未満の小班を選ぶ。	B																																																																																									
	6	131	9	1	0.61																																																																																														
	7	131	9	7	0.44																																																																																														
	8	131	11	4	0.49																																																																																														
	9	131	11	5	0.31																																																																																														
	10	131	11	7	0.10																																																																																														
築川	11	324	9	1	4.21	スギ	樹種は単一。合計7.94haとなり、30ha以下のため、最低限一箇所設定。	近接し、大きな沢と沢の間の地域に属する。地形も類似するのでグループ化。	中腹の林相が平均的な箇所に設定する。	C																																																																																									
	12	324	19	1	0.47																																																																																														
	13	324	20	2	2.23																																																																																														
	14	324	25	1	1.03																																																																																														
C.7 備考																																																																																																			

※1: ポジティブリストの条件を全て満たすことを、証拠書類等をもとに説明する。説明にあたっては、証拠書類等の該当箇所が明確になるよう、対応ページ・箇所の明示を行うこと。なお、説明に使用した資料は、名称及び添付資料番号を明記し、巻末の添付資料一覧に整理すること。

D:その他																																									
	<p>(想定される関連法令等については、別紙「オフセット・クレジット(J-VÉR)制度における手続きについて」の方法論ごとの記載を参照のこと)</p> <p>なお、ここに記載した法令等は、あくまでも想定される主な法令であり、他にも関連する法令等の有無について確認すること。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;"></th> <th style="width: 65%;"></th> <th style="width: 15%;">該当しない</th> <th style="width: 15%;">該当する</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td>森林・林業基本法</td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/></td> <td> <input checked="" type="checkbox"/> 第 9 条森林所有者としての責務 <input type="checkbox"/> その他(具体的に:) </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td>森林法</td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/></td> <td> <input checked="" type="checkbox"/> 第 5 条地域森林計画 <input checked="" type="checkbox"/> 第 11 条森林施業計画 <input checked="" type="checkbox"/> その他(具体的に: 第 10 条の 5 市町村森林整備計画) </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td>森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法(間伐等促進法)</td> <td style="text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/></td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td>種の保存法</td> <td style="text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/></td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td>鳥獣保護法</td> <td style="text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/></td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6</td> <td>騒音規制法</td> <td style="text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/></td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7</td> <td>景観法</td> <td style="text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/></td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">8</td> <td>廃棄物の処理及び清掃に関する法律</td> <td style="text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/></td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">9</td> <td>環境影響評価法</td> <td style="text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/></td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/></td> </tr> </tbody> </table> <p>(資料 1-P) 許認可等のために提出した書類、許可証明書</p>			該当しない	該当する	1	森林・林業基本法	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 第 9 条森林所有者としての責務 <input type="checkbox"/> その他(具体的に:)	2	森林法	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 第 5 条地域森林計画 <input checked="" type="checkbox"/> 第 11 条森林施業計画 <input checked="" type="checkbox"/> その他(具体的に: 第 10 条の 5 市町村森林整備計画)	3	森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法(間伐等促進法)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	4	種の保存法	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	5	鳥獣保護法	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	6	騒音規制法	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	7	景観法	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	8	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	9	環境影響評価法	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		該当しない	該当する																																						
1	森林・林業基本法	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 第 9 条森林所有者としての責務 <input type="checkbox"/> その他(具体的に:)																																						
2	森林法	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 第 5 条地域森林計画 <input checked="" type="checkbox"/> 第 11 条森林施業計画 <input checked="" type="checkbox"/> その他(具体的に: 第 10 条の 5 市町村森林整備計画)																																						
3	森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法(間伐等促進法)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																						
4	種の保存法	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																						
5	鳥獣保護法	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																						
6	騒音規制法	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																						
7	景観法	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																						
8	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																						
9	環境影響評価法	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																						
D.1 関連する許認可及び関連法令																																									
D.2 ステークホルダー(森林所有者、森林管理者、森林管理費用負担者等)のコメント	プロジェクト代表事業者が森林所有者、森林管理者、森林管理費用負担者である。																																								
D.3 その他特記事項	特になし。																																								